

令和6（2024）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（ 科 目 名 ） 民事訴訟法
以下の【第1問】および【第2問】のすべてに解答しなさい。なお、令和4年の民事訴訟法改正後の条文のうち、試験日において未施行の条文については、顧慮しなくてよい。
【第1問】 Xは、Yを被告として、貸金の返還を求める訴えを提起した（以下、本訴という）。他方、Yは、Xを被告として、売買代金の支払いを求める訴えを提起した（以下、別訴という）。本訴において、Yは、別訴で訴求中の売買代金債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した。
この場合におけるYの相殺の抗弁の許否について、論じなさい。
【第2問】 Xは、Yを被告として、貸金500万円の返還を求める訴えを提起した。Yは、貸金債権の成立を争いつつ、予備的に500万円全額の弁済を主張した。裁判所は、Xの貸金債権500万円の成立およびYによる300万円の弁済を認定し、「Yは、Xに対し、200万円を支払え。Xのその余の請求を棄却する。」との判決を下した。
この判決に対して、Xが控訴した（Yは、控訴も附帯控訴もしていない）。控訴審の審理の結果、裁判所は、Xの貸金債権は初めから成立しなかったとの判断に至った。
この場合において、控訴審裁判所はどのような判決を下すべきか、論じなさい。